

北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な空き家等の除却を促進するため、予算の範囲内で建築物の除却に要する費用の一部を補助することにより、もって市民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいう。
- (2) 「老朽空き家等」 空き家（附属する工作物を含む。）であつて、昭和56年5月以前に建築されたもの又は建築された部分を含むものをいう。（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物(長屋は除く。)は除く。）
- (3) 「所有者等」 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 老朽空き家等の所有者（所有者等が未成年者の場合は、その親権者）
 - イ アの法定相続人
 - ウ ア又はイに該当する者の同意を得た者
 - エ その他市長が認める者
- (4) 「暴力団」 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 「暴力団員」 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 「居住を誘導する区域」 居住の誘導を図る別表で定める区域をいう。
- (7) 「市内業者」 北九州市内の個人事業者、又は北九州市内に本店若しくは支店、営業所等を有する法人事業者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (5) 国又は地方公共団体でないこと。
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項に基づく命令を受けていないこと。

(補助金の交付対象建築物)

第3条の2 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次

の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 市内にある老朽空き家等であること。
- (2) 補助金交付要領で定める要件に該当するものであること。
- (3) 固定資産課税台帳記載事項証明書で、床面積及び昭和56年5月以前に建築されたもの又は建築された部分が確認できるものであること。
- (4) 補助対象建築物に係る解体除却工事に、現に着手している建築物でないこと。ただし、安全上支障のある最小限の箇所のみこの限りではない。
- (5) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- (6) この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(補助事業の要件及び補助金の交付額)

第4条 補助事業は、次に掲げる要件を満たす解体除却工事とする。

- (1) 補助対象建築物であること。
 - (2) 所在地を原則として更地にする工事であること。ただし、老朽空き家等の一部又はこれに付属する門および塀等を残置することが安全上やむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。
 - (3) 市内業者である解体事業者等（補助金交付申請者の3親等以内の者が代表者又は役員である解体事業者等は除く。）に請け負わせるものであること。ただし、市内業者に請け負わせることができない特別な理由があると市長が認める場合は、この限りではない。
- 2 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に定める額のいずれか小さい額に3分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、千円未満を切り捨てるものとする。
- (1) 除却に要した額（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (2) 別に補助金交付要領で定める基準額
- 3 前項に定める額は、1棟（附属する建築物を除く）につき50万円（居住を誘導する区域内は30万円）を上限とする。（ただし、区分所有された長屋については、その区分ごととする。）

(補助対象建築物の要件の確認)

第5条 補助金の交付を受けようとする空き家の所有者等は、事前相談申出書（様式第1号）を市長に提出し、第3条の2に定める補助対象建築物の要件の確認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があった場合において、現地調査等により補助対象建築物の要件の判定を行い、結果を補助金の交付を受けようとする空き家の所有者等に口頭により通知しなければならない。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 前条の規定において補助対象建築物の要件を満たした補助金交付申請者は、補助事業の実施前に、別に定める補助金交付申請書に係る書類を添えて、市長に申請しな

ればならない。

- 2 補助金交付申請者は、前項の申請を行う場合において、老朽空き家等について権利を有する者が他にあるときは、その全ての者から補助事業の実施について同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請者に、別に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による交付決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。
- 5 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、別に定める補助金不交付決定通知書により、その理由を付して補助金交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に着手する前又は補助金交付決定後30日以内のいずれか早い日までに、別に定める補助事業着手届を市長に届け出なければならない。

(補助事業の変更)

- 第8条 補助事業者は、第6条第3項に規定する交付決定通知を受けたのち、補助事業の内容を変更するときは、軽微なものを除き、速やかに別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、別に定める補助金交付変更決定通知書により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合に準用する。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その翌日から起算して20日以内又は当該年度2月10日までのいずれか早い日までに、別に定める除却完了報告書に關係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条に規定する通知を受け、補助金を請求するときは、別に定める補助金請求書に關係書類を添えて、当該年度3月10日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第11条の2 補助金交付申請者又は補助事業者は、補助金の請求及び交付を解体事業者等に委任する（以下「代理受領」という。）ことができる。

- 2 前項の規定による請求及び交付は、補助事業者による補助金の請求及び交付とみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に定める補助金の交付対象者、第3条の2に定める補助対象建築物及び第4条第1項に定める補助事業の要件に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第7条から第9条及び第11条に規定する申請等の手続きを行わないとき。
- (4) 第8条及び第10条の審査により不相当と認められたとき。
- (5) 第16条第2項の指導に従わないとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 前項の規定は、第10条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

- 3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書又は補助金交付決定一部取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、事情により補助事業を中止又は廃止するときは、すみやかに別に定める補助金交付申請取下げ書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(事務の代行)

第14条 補助金交付申請者は、第6条に規定する申請の手続きを、第三者に代行させることができる。

- 2 補助事業者は、第7条から第9条、第11条並びに第13条に規定する申請等の手続きを、第三者に代行させることができる。

- 3 補助金交付申請者又は補助事業者は、前項の手続きを代行させる場合、別に定める補助金申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

(返還命令)

第15条 市長は、第12条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、別に定める補助金返還命令書により行うものとする。(第13条第3項において準用する場合を含む。)

(照会並びに検査等の実施)

第16条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会並びに補助事業の検査等を実施することができる。

2 市長は、前項の照会並びに検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(関係法令の遵守等)

第17条 補助事業者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行いその指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

(書類の整理)

第18条 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 補助金の交付に関し必要な事項はこの要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)に定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱の運用について必要な事項は、別に建築都市局長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（要綱第2条関連）居住を誘導する区域

【門司区】

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 泉ヶ丘 | 下二十町 | 大字畑 |
| 稲積一～二丁目 | 下馬寄 | 畑田町 |
| 梅ノ木町 | 社ノ木一～二丁目 | 浜町 |
| 老松町 | 庄司町 | 羽山一丁目 |
| 大久保一～三丁目 | 白野江一～三丁目 | 原町別院 |
| 大字大積 | 新開 | 東新町一～二丁目 |
| 花月園 | 新原町 | 東本町一～二丁目 |
| 風師一丁目 | 大里新町 | 東馬寄 |
| 春日町 | 大里戸ノ上一～三丁目 | 東港町 |
| 片上海岸 | 大里原町 | 東門司一～二丁目 |
| 上本町 | 大里東一～四丁目 | 光町一丁目 |
| 上馬寄一～三丁目 | 大里東口 | 広石一丁目 |
| 大字吉志 | 大里本町一～三丁目 | 藤松一～三丁目 |
| 吉志一～四丁目 | 大里桃山町 | 不老町一～二丁目 |
| 吉志新町一～三丁目 | 高砂町 | 別院 |
| 旧門司一丁目 | 高田一～二丁目 | 法師庵 |
| 清滝一～五丁目 | 谷町一～二丁目 | 本町 |
| 清見一～四丁目 | 田野浦一～二丁目 | 松原一～三丁目 |
| 葛葉一～三丁目 | 恒見町 | 丸山一～二丁目 |
| 黒川西一、三丁目 | 長谷一～二丁目 | 丸山吉野町 |
| 黒川東一～二丁目 | 中二十町 | 緑ヶ丘 |
| 黄金町 | 中町 | 港町 |
| 小松町 | 鳴竹一～二丁目 | 南本町 |
| 小森江二、三丁目 | 西海岸一～三丁目 | 柳原町 |
| 栄町 | 錦町 | 柳町一～四丁目 |
| 寺内二丁目 | 西新町一丁目 | 矢筈町 |

【小倉北区】

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 青葉一～二丁目 | 熊谷四～五丁目 | 高峰町 |
| 赤坂一、五丁目 | 熊本一～四丁目 | 豎林町 |
| 浅野一～三丁目 | 黒住町 | 豎町一～二丁目 |
| 朝日ヶ丘 | 黒原三丁目 | 田町 |
| 足原一～二丁目 | 黄金一～二丁目 | 常盤町 |
| 愛宕一～二丁目 | 米町一～二丁目 | 中井一～五丁目 |
| 足立一丁目 | 小文字一丁目 | 中井口 |
| 泉台一～三丁目 | 紺屋町 | 中井浜 |
| 板櫃町 | 菜園場一～二丁目 | 中島一～二丁目 |
| 井堀一～三丁目 | 塚町一～二丁目 | 中津口一～二丁目 |
| 今町一～二丁目 | 三郎丸一～三丁目 | 長浜町 |
| 鑄物師町 | 重住三丁目 | 西港町 |
| 魚町一～四丁目 | 篠崎一～二、五丁目 | 萩崎町 |
| 宇佐町一～二丁目 | 下到津一～五丁目 | 馬借一～三丁目 |
| 江南町 | 下富野一～五丁目 | 原町一～二丁目 |
| 大田町 | 城内 | 日明一～五丁目 |
| 大手町 | 城野団地 | 東篠崎一～三丁目 |
| 大島一～三丁目 | 昭和町 | 東城野町 |
| 鍛冶町一～二丁目 | 白銀一～二丁目 | 東港一丁目 |
| 片野一～五丁目 | 白萩町 | 平松町 |
| 片野新町一～三丁目 | 神幸町 | 古船場町 |
| 金田一～三丁目 | 新高田一丁目 | 弁天町 |
| 上到津一～四丁目 | 親和町 | 真鶴一～二丁目 |
| 上富野一～五丁目 | 須賀町 | 緑ヶ丘一～三丁目 |
| 香春口一～二丁目 | 砂津一～三丁目 | 南丘一～二丁目 |
| 神岳一～二丁目 | 船頭町 | 三萩野一～三丁目 |
| 貴船町 | 船場町 | 都一～二丁目 |
| 木町一～四丁目 | 大門一～二丁目 | 室町一～三丁目 |
| 京町一～四丁目 | 高尾二丁目 | 明和町 |
| 清水一～四丁目 | 高浜一～二丁目 | 吉野町 |
| 霧ヶ丘一、三丁目 | 高坊一～二丁目 | 若富士町 |
| 金鶏町 | 高見台 | |

【小倉南区】

| | | |
|--------------|--------------|------------|
| 石田町 | 下貫一～四丁目 | 沼本町一～二、四丁目 |
| 石田南一丁目 | 下南方一～二丁目 | 沼緑町一～五丁目 |
| 長行西一～五丁目 | 城野一～四丁目 | 沼南町一～二丁目 |
| 長行東一～三丁目 | 星和台一～二丁目 | 八幡町 |
| 上石田一～四丁目 | 大字高津尾 | 葉山町一～三丁目 |
| 上葛原一～二丁目 | 高野一～四丁目 | 春ヶ丘 |
| 上曾根三丁目 | 田原一～三丁目 | 東貫一～三丁目 |
| 上貫一～三丁目 | 田原新町一～三丁目 | 東水町 |
| 上吉田一～六丁目 | 津田一、三～四丁目 | 日の出町一～二丁目 |
| 蒲生一～五丁目 | 津田新町一～四丁目 | 富士見一～三丁目 |
| 企救丘一～六丁目 | 徳吉西一～三丁目 | 舞ヶ丘二～五丁目 |
| 北方一～五丁目 | 徳吉東一～二、四～五丁目 | 大字南方 |
| 朽網西一～二、四～六丁目 | 徳吉南一、三丁目 | 南方一～五丁目 |
| 朽網東一～三丁目 | 徳力一～七丁目 | 南若園町 |
| 葛原一、五丁目 | 徳力新町一～二丁目 | 守恒一～五丁目 |
| 葛原東一～五丁目 | 徳力団地 | 守恒本町一～三丁目 |
| 葛原本町一、四～六丁目 | 長尾一～二、四～六丁目 | 八重洲町 |
| 葛原元町一～二丁目 | 中曾根一～六丁目 | 山手一～三丁目 |
| 大字志井 | 中曾根東一丁目 | 湯川一、五丁目 |
| 志井一～六丁目 | 中貫一～二丁目 | 湯川新町一～四丁目 |
| 重住一～二丁目 | 長野一～三丁目 | 大字横代 |
| 志徳一～二丁目 | 長野本町二丁目 | 横代北町一～五丁目 |
| 下石田一～三丁目 | 中吉田一～六丁目 | 横代東町一～三丁目 |
| 下城野一～三丁目 | 西水町 | 横代南町二丁目 |
| 下曾根一～四丁目 | 蜷田若園一～三丁目 | 若園一～五丁目 |
| 下曾根新町 | 沼新町一～三丁目 | |

【若松区】

| | | |
|-----------|-------------|------------|
| 青葉台西一～五丁目 | 小敷ひびきの一～三丁目 | 浜町一～三丁目 |
| 青葉台東一～二丁目 | 桜町 | 大字払川 |
| 青葉台南一～三丁目 | 塩屋一～四丁目 | 原町 |
| 赤岩町 | 下原町 | 東小石町 |
| 赤崎町 | 修多羅一～二丁目 | 東畑町 |
| 赤島町 | 高須北一～三丁目 | 東二島一～五丁目 |
| 大字安瀬 | 高須西一～二丁目 | ひびきの |
| 今光一丁目 | 高須東一～四丁目 | ひびきの北 |
| 栄盛川町 | 高須南一～四丁目 | ひびきの南一～二丁目 |
| 老松一～二丁目 | 棚田町 | 深町一～二丁目 |
| 大井戸町 | 童子丸一～二丁目 | 藤ノ木一～三丁目 |
| 片山一～三丁目 | 大字頓田 | 二島一～六丁目 |
| 上原町 | 中川町 | 古前一丁目 |
| 鴨生田一～四丁目 | 波打町 | 本町一～三丁目 |
| 北浜一丁目 | 西小石町 | 南二島一丁目 |
| 響南町 | 西園町 | 宮丸一～二丁目 |
| くきのうみ中央 | 西天神町 | 用勺町 |
| 久岐の浜 | 白山一～二丁目 | 和田町 |
| 小石本村町 | 畠田一～三丁目 | |
| 向洋町 | 花野路一～三丁目 | |

【八幡東区】

| | | |
|----------|---------|----------|
| 荒生田一～三丁目 | 清田一～二丁目 | 西本町一～四丁目 |
| 石坪町 | 山路松尾町 | 八王寺町 |
| 祝町一～二丁目 | 山王一～二丁目 | 春の町一～五丁目 |
| 枝光一～二丁目 | 昭和一～三丁目 | 東田一～四丁目 |
| 枝光本町 | 高見一～二丁目 | 平野一～二丁目 |
| 大蔵一丁目 | 竹下町 | 前田一～三丁目 |
| 尾倉一～三丁目 | 茶屋町 | 松尾町 |
| 川淵町 | 中央一～三丁目 | 宮の町一～二丁目 |
| 祇園一～四丁目 | 槻田二丁目 | 桃園一～四丁目 |
| 祇園原町 | 中畑一丁目 | |

【八幡西区】

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 相生町 | 小鷲田町 | 則松一～七丁目 |
| 青山一～三丁目 | 小嶺一～三丁目 | 則松東一～二丁目 |
| 浅川町 | 小嶺台一～四丁目 | 萩原一～三丁目 |
| 浅川一～二丁目 | 大字木屋瀬 | 馬場山 |
| 浅川学園台一～四丁目 | 木屋瀬一～五丁目 | 馬場山西 |
| 浅川台一～二丁目 | 木屋瀬東一～四丁目 | 馬場山東一～三丁目 |
| 浅川日の峯一～二丁目 | 大字金剛 | 馬場山緑 |
| 穴生一～四丁目 | 金剛一～三丁目 | 東石坂町 |
| 池田一～三丁目 | 幸神一～四丁目 | 東王子町 |
| 石坂一～三丁目 | 桜ヶ丘町 | 東折尾町 |
| 泉ヶ浦一、三丁目 | さつき台一～二丁目 | 東神原町 |
| 医生ヶ丘 | 里中一～三丁目 | 東鳴水一～三丁目 |
| 市瀬一～二丁目 | 三ヶ森一～四丁目 | 東浜町 |
| 岩崎二～四丁目 | 下上津役一～四丁目 | 東曲里町 |
| 上の原一～四丁目 | 下上津役元町 | 引野一～三丁目 |
| 永犬丸一～五丁目 | 下畑町 | 藤田一～四丁目 |
| 永犬丸西町二～三丁目 | 自由ヶ丘 | 藤原一～四丁目 |
| 永犬丸東町一～三丁目 | 松寿山一～三丁目 | 船越一～三丁目 |
| 永犬丸南町一～五丁目 | 陣原一～五丁目 | 舟町 |
| 大浦一～三丁目 | 陣山一～三丁目 | 別所町 |
| 大平一～三丁目 | 菅原町 | 北筑一～三丁目 |
| 大平台 | 瀬板一丁目～二丁目 | 星ヶ丘一～七丁目 |
| 岡田町 | 星和町 | 堀川町 |
| 沖田一～五丁目 | 大膳一～二丁目 | 本城一～五丁目 |
| 御開一～五丁目 | 高江一～五丁目 | 本城学研台一～三丁目 |
| 折尾一～五丁目 | 鷹の巣一～三丁目 | 本城東一～六丁目 |
| 春日台一～六丁目 | 竹末一～二丁目 | 町上津役西一～四丁目 |
| 香月中央一～三丁目 | 田町一～二丁目 | 町上津役東一～三丁目 |
| 香月西一～四丁目 | 茶売町 | 的場町 |
| 上上津役一～五丁目 | 茶屋の原一～三丁目 | 真名子一～二丁目 |
| 岸の浦一～二丁目 | 千代一～五丁目 | 丸尾町 |
| 北鷹見町 | 千代ヶ崎一～三丁目 | 光貞台一～三丁目 |
| 吉祥寺町 | 筒井町 | 南王子町 |
| 貴船台 | 鉄王一～二丁目 | 南鷹見町 |
| 楠北一～三丁目 | 鉄竜一～二丁目 | 南八千代町 |
| 楠木一～二丁目 | 東筑一～二丁目 | 美原町 |
| 大字楠橋 | 塔野一、三丁目 | 棕枝一～二丁目 |
| 楠橋下方一～三丁目 | 友田一～三丁目 | 森下町 |

| | | |
|----------|----------|----------|
| 楠橋西一～二丁目 | 長崎町 | 屋敷一丁目 |
| 楠橋東二丁目 | 中須一～二丁目 | 八千代町 |
| 楠橋南一～三丁目 | 中の原一～三丁目 | 八枝一～五丁目 |
| 熊手一～三丁目 | 西王子町 | 山寺町 |
| 熊西一～二丁目 | 西折尾町 | 夕原町 |
| 黒崎一～五丁目 | 西神原町 | 養福寺町 |
| 黒崎城石 | 西鳴水一丁目 | 力丸町 |
| 皇后崎町 | 西曲里町 | 若葉一～三丁目 |
| 紅梅一～三丁目 | 大字野面 | 割子川一～二丁目 |
| 光明一～二丁目 | 野面一～二丁目 | |

【戸畑区】

| | | |
|---------|----------|----------|
| 旭町 | 正津町 | 初音町 |
| 浅生一～三丁目 | 新池一～三丁目 | 東大谷一、三丁目 |
| 一枝一～三丁目 | 新川町 | 東鞆ヶ谷町 |
| 沖台一～二丁目 | 菅原一～四丁目 | 福柳木一～二丁目 |
| 川代二丁目 | 仙水町 | 牧山一丁目 |
| 観音寺町 | 千防一～三丁目 | 牧山海岸 |
| 北鳥旗町 | 高峰一丁目 | 牧山新町 |
| 銀座一～二丁目 | 土取町 | 丸町一丁目 |
| 小芝一～三丁目 | 天神一～二丁目 | 南鳥旗町 |
| 幸町 | 天籟寺一～二丁目 | 明治町 |
| 境川一～二丁目 | 中原西一～三丁目 | 元宮町 |
| 沢見一～二丁目 | 中原東一～四丁目 | 夜宮一～三丁目 |
| 三六町 | 中本町 | |
| 汐井町 | 西鞆ヶ谷町 | |